

令和5年度和歌山市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス事業所等が障害福祉サービスを継続して提供するために必要な割増経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス等制度の円滑な運営に資することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所系サービス事業所 指定療養介護事業所、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所をいう。
- (2) 訪問系サービス事業所 指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所、指定就労定着支援事業所、指定自立生活援助事業所、指定居宅訪問型児童発達支援事業所及び指定保育所等訪問支援事業所をいう。
- (3) 入所・居住系施設等 指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設をいう。
- (4) 障害福祉サービス事業所等 指定短期入所事業所、指定計画相談支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び前3号に掲げる事業所又は施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和5年4月1日以後に、次のいずれかに該当する事業所又は施設が、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、サービスを継続するために行った事業
 - ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス事業所等（感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。次号において同じ。）が職員に発生し、職員が不足した場合を含む。）
 - イ 感染者と接触があった者に対応した指定短期入所事業所、入所・居住系施設等又は訪問系サービス事業所
 - ウ ア及びイ以外の事業所又は施設であって、感染の疑いのある利用者又は職員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について（令和5年5月8日付け障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「国実施要綱」という。）の別添2に定める要件に基づき、自費で検査を実施した指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所
 - エ ア以外の事業所又は施設であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した通所系サービス

事業所。ただし、通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）に限る。

(2) 令和5年4月1日以後に、次のいずれかに該当する事業所又は施設が、感染者が発生した事業所又は施設の利用者に対し必要なサービスを確保するために行った事業

ア 前号アに該当する事業所又は施設に対し、協力する障害福祉サービス事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス事業所等に対し、協力する障害福祉サービス事業所等

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 本市が徴収する市税を滞納していないこと。

(3) 申請者又はその役員が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。

）

イ 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当するものがあるもの

ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

報酬 給与 報償費 職員手当等 共済費 旅費 役務費 使用料及び賃借料 委託料 需用費 備品購入費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業所及び施設ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は別表の基準単価に基づき算定した額のうちいずれか少ない額とする。ただし、第3条第1号アからウまで及び第2号にあつては、市長が特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある

と認める場合は、この限りでない。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年2月28日までに令和5年度和歌山市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金申請書(別記様式第1号)により申請するものとする。

2 この補助金に係る消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及びその金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税額等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税額等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 規則第3条の事業計画書は、別記様式第2号によるものとする。ただし、申請日までに補助対象事業が完了している場合(以下「完了事業である場合」という。)においては、事業計画書の添付を省略させるものとする。

4 規則第3条の収支予算書は、別記様式第3号によるものとする。ただし、完了事業である場合においては、収支予算書の添付を省略させるものとする。

5 規則第3条の市長が必要と認める書類は、見積書等補助対象経費の算出根拠となる書類の写しとする。ただし、完了事業である場合においては、規則第12条の規定による手続を併合して行うものとし、規則第3条の市長が必要と認める書類は次に掲げる書類とする。

(1) 収支決算書(別記様式第4号)

(2) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し

6 交付の申請は、第3条第1号及び第2号の補助対象事業の両方を行うことができる。

7 完了事業である場合における規則第6条の規定及び規則第13条の規定による通知は、和歌山市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(平成30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(2) 補助金を受けて取得した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければ

ならない。

- (4) 補助金の交付を受けた者は、処分制限期間の間、事業経過状況等の内容を確認できる資料等を保存し、市長から要求があったときは、いつでも閲覧に供しなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から処分制限期間保存しなければならない。
- (6) 補助対象事業完了後に、消費税額等仕入控除税額が確定した場合（消費税額等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、書面により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る消費税額等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税額等仕入控除税額を本市に返納しなければならない。

（軽微な変更）

第9条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める軽微な変更は、30パーセント未満の補助対象経費の経費区分間の配分の変更とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

